第１６回全国中学校ヨット選手権大会
帆 走 指 示 書 （ Ｓ Ｉ ）

1. 規則

1.1 本大会は『2017-2020 セーリング競技規則』（以下『RRS』という）に定義された規則を適用する。

1.2 RRS42 違反に対し、付則 P を適用する。

1.3 レース公示と帆走指示書に矛盾が生じた場合は，帆走指示書を優先する。

1.4 [SP]は、レース委員会が審問無しに標準ペナルティーを適用することができる規則を意味する。これらの違反と関連するペナルティーのガイドラインは、公式掲示板に掲示される。標準ペナルティーを課された艇の得点略語は STP である。 レース委員会は抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定する。これは RRS63.1 および付則 A5 を変更している。

1.5 [NP]は、この規則の違反は艇による抗議の根拠とはならないことを意味する。これは規則 60.1(a)を変更している。

2. 競技者への通告

2.1 競技者への通告は、クラブハウス北側に設置された公式掲示板に掲示される。

2.2 陸上で発する信号は、クラブハウス２階北側に設置された掲揚ポールに掲揚する。

2.3 [NP][DP]音響 1 声と共に掲揚される D 旗は、「予告信号は、D 旗掲揚後 30 分以降に発する。」ことを意味する。 艇は、この信号が発せられるまで、ハーバーを離れてはならない。

3. 帆走指示書の変更

3.1 帆走指示書（以下「SI」という。）の変更(レースエリアの変更を含む)は、それが発効する当日の当該種目の最初の 予告信号の 60 分以前までに公式掲示板に掲示される。

3.2 レース日程の変更は、それが発効する前日の 19:00 までに公式掲示板に掲示される。

4. レース日程

4.1 レース日程は次のとおりとする。

日　付	時　間	内　容
7 月 27 日（金）	10：00～14：00	受付　（高松市ヨット競技場：クラブハウス前） 計測　（高松市ヨット競技場：バース付近）
	12：00～15：00	合同練習会　（高松市ヨット競技場沖） ※マークを海上に設定し、練習レースを行う
	16：00	開会式　（高松市ヨット競技場：クラブハウス２階会議室） ※終了後に引き続き、ブリーフィングを行う
	17：00	選手交流会 （高松市ヨット競技場：クラブハウス２階会議室）
7 月 28 日（土）	9：55	シーホッパー級 SR　第 1 レースのスタート予告信号 引き続きレースを行う
	10：00	ミニホッパー級　第 1 レースのスタート予告信号 引き続きレースを行う
	10：05	OP 級 第 1 レーススタート予告信号 引き続きレースを行う

7 月 29 日（日）	9：25	シーホッパー級 SR その日の最初のレースのスタート予告信号 引き続きレースを行う
	9：30	ミニホッパー級 その日の最初のレースのスタート予告信号 引き続きレースを行う
	9：35	OP 級 その日の最初のレースのスタート予告信号 引き続きレースを行う
	15：00～	表彰式・閉会式 （高松市ヨット競技場：クラブハウス２階会議室）

4.1.1 各海面の引き続き行うレースは、その前のレースの各種目終了後、引き続き行う。

4.1.2 天候等の事情により、競技日程およびレース海面は、レース委員会において変更することがあり、その変更は SI3 に従って行われる。

4.2 引き続き 1 つのレースまたは一連のレースがまもなく始まることを艇に注意喚起するために、予告信号を掲揚する最低 5 分以前に音響１声とともにオレンジ色のスタート・ライン旗を掲揚する。

4.3 当該種目の 1 日に実施する最大レース数は 4 レースとする。

4.4 7 月 29 日（日）には、11 時 50 分より後に予告信号を発しない。

5. クラス旗

クラス旗は、以下の通りとする。

シーホッパー級ＳＲ・・・・・・ シーホッパー級ＳＲ旗

ミニホッパー級 ・・・・・・ シーホッパー級旗

ＯＰ級 ・・・・・・ ＯＰ級旗

6. レース・エリア

6.1 添付資料① にレース・エリアの位置を示す。

6.2 レース・エリアが添付資料①のとおりとならなくても、艇からの救済要求の根拠とはならない。この項は、RRS62.1(a)を 変更している。

7. コース

7.1 添付資料②のコース図は、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。

7.2 予告信号以前に、
レース委員会の信号船に、帆走すべきコース及び最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。

8. マーク

マーク１、２、３はオレンジ色の三角錐形ブイとする。

9. スタート

9.1 スタート・ラインは、スターボードの端にある海上本船のオレンジ旗を掲げたポールと、ポートの端にある黄色の円柱形ブイの間とする。

9.2 [DP]他のレースのスタート手順の間、予告信号が発せられていない艇は、スタート・ラインから概ね 50m以内のスタート・エリアを回避しなければならない。

9.3 スタート信号後 4 分以内にスタートしない艇は、審問なしに DNS と記録される。これは RRSA4 と A5 を変更している。

10. コースの次のレグの変更

10.1 スタート後のコース変更は、規則 33 により行われる。変更されるレグの起点となるマークの近くで、レース・コミッティ・ボートにおいてＣ旗を掲げ、新しいマーク（またはフィニッシュライン）へのおおよそのコンパス方位を示し、反復音響信号を発する。ただし、レグが短縮もしくは延長される場合においても、「－」もしくは「＋」の掲示は行わない。

この変更は、新しいマークがまだ設置されていなくても、先頭艇がそのレグに入る前に発せられる。

10.2 コース変更により、第１、第２及び第３マークにおいて、新しいマークが用いられる場合には赤色のブイを使用する。再度コース変更を行う場合は、元のマークを設置する場合がある。

11. フィニッシュ

フィニッシュラインはフィニッシュ・マーク上にある運営艇の青色旗を掲揚しているポールと黄色の円柱形のブイの間とする。

12. タイムリミット

12.1 タイムリミットとフィニッシュ･ウインド及びターゲットタイムは、次のとおりとする。

種　目	タイムリミット	マーク１のタイムリミット	フィニッシュウインド	ターゲットタイム
ミニホッパー級	60 分	25 分	15 分	40 分
シーホッパー級ＳＲ	60 分	25 分	15 分	40 分
ＯＰ級	60 分	25 分	15 分	40 分

マーク１のタイムリミット内に 1 艇もマーク１を通過しなかった場合、レースは中止される。ターゲットタイムどおりとなら なくても、救済の根拠とはならない。これは、RRS62.1(a)を変更している。

12.2 最初の艇がコースを帆走してフィニッシュした後、フィニッシュ・ウインド内にフィニッシュしない艇は、審問なしに DNF と 記載される。これは RRS35、A4、A5 を

変更している。

13. 抗議と救済の要求

13.1 抗議書は、プロテスト委員会事務局で入手できる。抗議及び救済または審問再開の要求は、適切な制限時間内に プロテスト委員会事務局に提出しなければならない。

13.2 それぞれのクラスに対して、抗議締切時刻はその日の最終レース終了後、またはレース委員会が、「本日これ以上レースを行わない」という信号を発した後、どちらか遅い方から 60 分とする。ただし､プロテスト委員会の裁量により､この時刻を延長することがある。

13.3 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に審問のことを知らせるため、抗議締切時刻 後 30 分以内に通告を公式掲示板に掲示する。審問はクラブハウス２階のプロテスト審問室にて公式掲示板に掲示した時刻に始

められる。

13.4 レース委員会、テクニカル委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を、RRS61.1(b)に基づき艇に伝えるために公式掲示板に掲示する。

13.5 SI 1.2 に基づき RRS42 違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストを公式掲示板に掲示する。

13.6 SI 1.4 に基づき標準ペナルティーを課された艇のリストを公式掲示板に掲示する。ただし、SI1.4 に基づき審問を経て DPI を課された艇は掲示しない。

13.7 各クラス規則の違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会の裁量により失格より軽減することができる。

14. 得点

14.1 大会は 6 レースを予定し、１レースの完了をもって成立する。

14.2 艇の総得点は、すべてのレースの得点合計とする。ただし４レース以上成立した場合は、最も悪い得点を除外する。

14.3 団体の得点計算方法は、以下のとおりとする。

①団体参加得点

・５名以上エントリーしたチームに１０点を与える。

・各クラスに参加したチームには５点を与える（全クラスに参加した場合１５点）。

②競技得点

・各クラス上位８名（男女別なく、総合成績）に以下のポイントを与える。

１位：１０点、２位：８点、３位：６点、４位：５点、・・・７位：２点、８位：１点

③得点集計方法

・中学校ごとに、団体参加得点と各クラス競技得点のうち各団体の最上位者の競技得点の総和で団体戦の得点を計算する。

④団体戦のタイ解消法

・得点の総和がタイになった場合は、参加得点の多い方を上位とする。また、それでも タイが解けない場合は、各クラスの総合順位の上位数の多いチームを上位とする。

⑤その他 ・団体戦の表彰は、学校単位とする。

・団体戦は各クラスそれぞれ総合成績を基本とする。したがって、男女分けはしない。

15. [NP]安全規定

15.1 [SP] チェックアウトとチェックインは以下のとおりとする。

15.1.1 レースに参加しようとする艇の艇長は、その日の 8 時 30 分から当該クラスのＤ旗掲揚 10 分後までに、レース申告受付所にて、「チェックアウト申告書」にサインしなければならない。

15.1.2 帰着した艇の艇長は、当該種目のレース終了後（引き続きのレースが行われた場合、そのレース終了後）、またはレース委員会が、「本日はこれ以上レースを行わない」という信号を発した後、どちらか遅い方から 60 分後までに、レース申

告受付所にて、「チェックイン申告書」にサインをしなければならない。ただし、レース委員会の裁量により、この時間を延長することがある。

15.1.3 レースの中止または延期により帰着した場合も、中止または延期信号を発してから 60 分後までにチェックインを 行わなければならない。中止または延期されたレースが再開される場合、SI 15.1.1 に従い、再度チェックアウトを行なはなければならない。

15.2 [DP]レースに参加（出艇）しない艇は、レース申告受付所に「リタイア報告書」を提出しなければならない。

15.3 [DP]海上でリタイアしようとする艇は、実行可能であればレース・エリアを離れる前に運営船にその旨を伝え、速やか にレース・エリアを離れること。リタイアした艇の艇長は、帰着後出来るだけ早くチェックインを行ったうえ、「リタイア報告書」をレース申告受付所に提出しなければならない。

15.4 [DP]レース中でない艇は、レース中の艇から離れていなければならない。

15.5. レース委員会またはプロテスト委員会は、危険な状態にあると判断した艇に対し、リタイアの勧告および強制救助を行うことができる。これは艇による救済要求の根拠にはならない。これは RRS62.1(a)を変更している。

16. [DP]装備の交換

損傷または紛失した装備の交換は、テクニカル委員会の承認なしでは許可されない。交換の要請は、最初の妥当な機会にテクニカル委員会で入手できる用紙に記入の上、提出しなければならない。

17. [DP] 装備と計測のチェック

水上で艇またはボードはフィニッシュ後、テクニカル委員会のメンバーにより、検査のために直ちに指定されたエリアに向かうことを指示されることがある。陸上では、装備は、クラス規則と NOR に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。

18. 支援艇

18.1 支援艇は、レース委員会事務局で入手できる「支援艇許可申請書」を、7 月 27 日（金）の 9 時 00 分から 7 月 28 日（土）の 9 時 00 分までに、レース委員会事務局に提出し許可を受けることにより使用できる。

18.2 支援艇は、出艇から帰着するまでの間、ピンク旗を明確に掲揚しなければならない。ピンク旗はレース委員会事務局で用意され、7 月 29 日（日）までに返却しなければならない。

18.3 支援艇は、SI 2.3 に規定するいずれの種目の「Ｄ旗」も掲揚されていない場合、支援艇もこれに従うものとする。

18.4 帰着した支援艇は、その日の最終レースのレース終了後、またはレース委員会が、「本日はこれ以上レースを行わない」 という信号を発した後、どちらか遅い方から 60 分後までにレース申告受付所にて「支援艇チェックイン申告書」にサインしなければならない。

18.5 支援艇は、危険な状態にある艇からの救助要請により救助を行うか、レース委員会

またはプロテスト委員会の要請がない限り、最初にスタートするクラスの準備信号の時刻からすべての艇がフィニッシュまたはリタイアするか、またはレース 委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発した後２分間までは、艇がレースを
しているエリアの 100m 以上外側にいなければならない。

18.6 支援艇は、艇がレースをしているエリアの外側で競技者への飲食物およびごみの授受支援を行うことができる。

18.7 海上でレース委員会船にピンク旗が掲揚された場合、支援艇はレースエリアに入り、レース艇の救助活動を行うことができる。

19. ごみの処分

ごみは支援艇または運営船に渡してもよい。

20. [DP] 無線通信

緊急の場合を除き、レース中の艇は、音声やデータを送信してはならず、かつ、すべての艇が利用できない音声やデータ通信を受信してはならない。

21. 責任の否認

このレガッタの競技者は自分自身の責任で参加する。RRS4[レースすることの決定]参照。主催団体は、レガッタの前後、期間中に生じた物理的損害または身体障害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

22. 肖像権

選手は、本大会に参加することにより、大会期間中の選手または装備に関する動画、スチール写真および撮影された映像またはその製版について、対価を求めることなく、主催団体に独自の判断で使用する権利を与えるものとする。

23. 規則違反によって生じた損害の補償

主催団体は、規則等に違反した艇の乗員に対して、その規則違反によって生じたすべての損害の補償を命じることができる。

その損害の補償に関しては、競技委員会の査定に従うものとする。

24. SI に関する質問

SI に関する事前の質問は、平成 30 年 7 月 20 日（金）までは文書で受け付ける。質問の送り先は、次のとおりとする。それ以降は、大会期間中に「プロテスト委員会事務局」に提出することができる。質問についての回答は大会会場の公式掲示板に掲示される。

〈送付先〉 第 16 回全国中学校ヨット選手権大会　実行委員会　事務局

〒760-0011 香川県高松市浜ノ町６７－１ 高松市ヨット競技場内

TEL(090)-2538-2433　E-mail：bgtakamatsu@mh.pikara.ne.jp

潮汐表

	満　潮				干　潮			
	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位
７月２８日（土）	10:50	207 cm	－	－	05:55	114 cm	17:17	42 cm
７月２９日（日）	00:12	250cm	11:23	211cm	06:22	113 cm	17:49	43 cm

添付資料①　〔レースエリア図〕

添付資料②　コース図

シーホッパー級 SR ミニホッパー級　　コース図

ｽﾀｰﾄ－1－2－3－1－3－ﾌｨﾆｯｼｭ

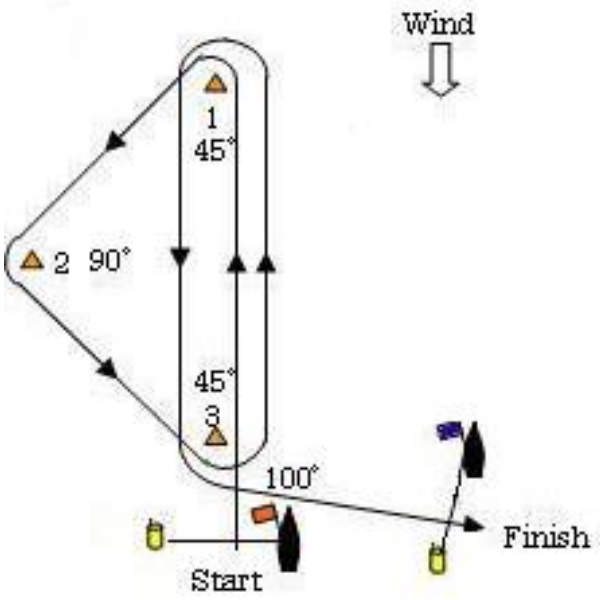

OP 級　　コース図

ｽﾀｰﾄ－1－2－1－2－ﾌｨﾆｯｼｭ

※コース内角はおおよその角度